

# 平和研究

## Peace Studies

主任研究員：三橋 浩

分担研究員：岩本 勲 重光世洋 河井徳治 瀬島順一郎 平塚 彰 福田和悟  
山田全紀 マンフレッド・リングホーファー 井口秀作 谷田信一

### A 一般報告

I 本研究組織も6年の歴史を持つに至った。しかしこれは本学の公的な組織として参画してからの歴史であり、それ以前の任意組織としての「平和研究会」の活動歴を入れれば8年になる。その研究活動成果として、『平和研究論文集Ⅰ』及び『平和研究論文集Ⅱ』の2つを産業研究所発行の書物として、それぞれ『平和学への招待』、『平和学』のメインタイトルのもとに刊行した。1996年度もそれらは総合教養科目「平和学」のテキストとして使用された。われわれの研究成果を学生にも還元するという当初からの意図に沿ったものである。

II 新規研究員として教養部の谷田信一助教授を加え、総数11名構成で下記分担研究報告に記載のごとく分担研究を行った。

III 1996年の「研究報告会」としては、下記のごとく、4件催された。

- |                 |              |                                 |
|-----------------|--------------|---------------------------------|
| ① 「カントと実践論理」    | 谷田信一研究員（教養部） | 5月21日                           |
| ② 「ナチズムと人種問題」   | 原田一美助教授（教養部） | 7月16日<br>（プロジェクト共同研究組織「娯楽研」研究員） |
| ③ 「環境を考える」      | 平塚 彰研究員（工学部） | 10月27日                          |
| ④ 「平和研究の今後について」 | 三橋 浩研究員（教養部） | 12月17日                          |

IV 本組織は共同研究費として大学（私学振興財団）から一人あたり30万円を支給されているが、本組織の研究対象が学際的であるため、文献収集の面でも多方面にわたっているとところから、本組織の当初の目的達成にはほど遠い状況にあるとの認識から、それを補うべく、1997年度の文部省科学研究助成金の申請を3件行うこととした。以下はその詳細である。

- ① 「過去、現在、未来における平和実現の諸条件の倫理学的研究」

代表研究員：河井徳治研究員

分担研究員：谷田信一、三橋 浩、瀬島順一郎、山田全紀の各研究員

田間泰子短大助教授

②「過去及び現在における平和の実現と阻害の諸条件の研究」

代表研究員：岩本 勲研究員

分担研究員：井口秀作 マンフレッド・リングホーファーの各研究員

原田一美教養部助教授、藤永壮教養部助教授

③「太陽紫外線による水圏・気圏環境の量的評価」

代表研究員：福田和悟研究員

分担研究員：重光世洋、平塚 彰の各研究員

V 1996年の共同の活動として以下の3件を行った。

① 国際学術講演会

「スピノザの平和」ヴィム・クレファーロッテルダム大学教授 11月15日

② 映画「グランマスクの男」上映と講演

「貧困と暴力」 崎山政毅京都大学助手 11月 9日

③ 映画「激しい季節」上映と講演

「ファシズムについて」和田忠彦神戸外国語大学助教授 11月16日

## B 分担研究報

②

### 平和への人類学的アプローチ

三橋 浩（教養部）

平成8年度における本研究員の個別分担研究課題は「平和への人類学的アプローチ」である。本研究員は長期的共同研究組織「平和研究」の発足以来、継続して研究員として参加してきた。ここでの本研究員に課せられたテーマは、昨年度の報告書にも記載しているごとく、「人間をホモ・サピエンスとしてみる立場からの平和への考察」である。言い換えれば、人間の生物的存在性を強調する視座のもとに、「平和」の問題についてのアプローチの可能性を模索しようとするものである。その立場は研究員として本研究組織に所属している間は変わることなく、現在にも引き継がれている。

その成果として、これまでに大阪産業大学論集人文科学編において、『平和への動物学的アプローチ』および『人類は生き残れるのか』のタイトルのもとに2論文を提出するに至った。

平成8年度は、これまでの主任研究員の河井教授が本学の部長職に就任したのを機に、その任を代行する形で、本研究組織「平和研究」の主任研究員の任にもあずかることとなり、本研究員は自己の分担研究課題を追究する一方で、全体をとりまとめる仕事を併せ持つこととなった。

それに伴って、本研究組織の研究員のすべてが本学の総合教養科目「平和学」を担当しているところから、平成8年度における「平和学」の授業の実情とその動向について把握することが、本研究組織の研究活動の方向性を決める上で必要なことであると判断したの

で、本研究員の活動の一環として、受講生が平和の問題のどのような方面に現代的関心を持っているかに焦点を絞った調査を行い、その分析を施した結果について、平成8年度の「大阪産業大学学会報」において『96年度「平和学」事情について』と題して、報告するに至った。

他方、本研究員固有の研究課題については、平成8年度は、ホモ・サピエンスとしての人間が「観念構成能力」を持つに至った結果、下の3つの環境において、それぞれに、行為するための「人間」像なるものを構築している点について考察した。

①自然的環境における「人間」について

②人為的環境における「人間」について

③身体的環境における「人間」について

これらについては、大阪産業大学論集人文科学編として刊行された河井教授還暦記念論集において、『「人間」とは何か』のタイトルのもとに、論文提出の形で一応の成果をみるに至った。

## 都市丘陵地小流域の水環境管理について（その2）

－成分分離法による流出量の予測－ 重光世洋（工学部）

－水質負荷量と成分流出量との関係－ 平塚 彰（工学部）

水圏水域の水環境は、地球環境問題を表す最重要指標の一つであることは論を待たない。この地球環境問題への地域としての取り組みとしては、流域の水循環システムの総合的な管理があげられる。水は地球の陸生環境（大気を含む）から水生環境への物質輸送の最たる媒体でもある。したがって、地球の水循環の量的・質的な変化をもたらす諸因子を解明することは地球環境問題を研究する上で欠くことのできないテーマである。

本研究では、地球の水循環を構成する最小单元である小流域の水文循環と物質輸送について、前年度の調査研究に引き続き、新たな水文・水質資料(1996年)を収集・解析し、これまでの太陽紫外線量の関係も考慮した流出負荷の量的評価モデルの適用性について検討を行った。すなわち、流域上流部の貯水池の水質（N/P）と太陽紫外線量を考慮した流出成分による水質負荷量の評価について考察を行った。

これらの研究成果は、下記参考文献に示す刊行物において発表しているので、参照されたい。それらの概要を示すと以下のとおりである。

### (1)流出成分と流出負荷について：

小流域を対象に、無降雨時および出水時(特に流量の少ない場合も含む)の流出量と水質負荷の観測データから表面・中間および地下水の二成分に対応する流出負荷量ならびに水質負荷量のタイムラグについて検討した結果、次の結論が得られた。1)出水時の流出量および水質負荷量は、表面および地下流出成分の二つに分離することが可能であり、水質を流出成分量との関係で定量的に表すことができる。2)水質負荷量と流出量のタイムラグに

関して相関がみられる。本流域では、30分のタイムラグを考慮することにより、流出量と水質負荷量の相関がより鮮明になる。3)本研究に用いたモデルは、小流域で、かつ流量の少ない出水時のときでも水環境管理に関して有用な情報を提供することができる。

(2)貯水池の水質と太陽紫外線の関係について：

われわれは、新たに開発した感度の高いTLDセンサー(UV-B/UV-Cに感度を有する)を用いて、貯水池の水深1mまでの太陽紫外線量の季節的变化(1996年)およびクロロフィルaの濃度の季節的变化(1996年)を測定し、1995年のそれぞれの季節的变化と比較・検討を行った。

今回得た結果より、太陽紫外線を水質汚染の簡易な環境指標として使える可能性が一步開けた。

今後の研究課題

流域への大気からの入力(初期降雨の水質(N)、太陽紫外線量(UV-A, UV-B, UV-C)と水質((PO<sub>4</sub>)<sup>3-</sup>、クロロフィルa、トリハロメタン等)の関係、外国における関連研究等の調査などが考えられる。

(参考文献)

- 1)Seiyo Shigemitsu, Akira Hiratsuka, Yasunori Fukuda, Akira Murota, and Tomoaki Kohzu: "Urban Storm Quantity and Quality Management for a Small Mountain Hill Watershed", Proc. 7th Int. Conf. on Urban Storm Drainage(ICUSD), Vol. III (1996年9月).
- 2)平塚 彰・福田和悟・重光世洋：貯水池における水質と太陽光紫外線量の関係について(3)、第4回生物利用技術研究シンポジウム論文集、環境技術研究会・生物利用新技術研究部会編(1996年12月).
- 3)平塚 彰・福田和悟・重光世洋：貯水池における水質と太陽紫外線量、日本水環境学会関西支部 第1回研究発表会講演集(1996年11月).

## 平和の理念とその実現

河井徳治(教養部)

国際関係の中で積極的平和の理念が、人類の歴史的展開において、如何に実現可能かを哲学的に考察したのは、断わるまでもなく『永久平和論』(1795)の著者カントであり、その理念の実現の端緒が1919年、ウィルソン大統領によって提唱され、実現した国際連盟にみられるが、このカントの平和理念の核心には、彼の道徳理論による「道徳法則」がある。彼は個人と個人の間で成立すべき道徳法則を国家間の自由な関係として確立しようとした。啓蒙思想家カントが目指したのは、平和的關係を世界に実現する人類の啓蒙の歴史に他ならなかった。

このカントの倫理思想とスピノザの倫理思想は、前者が規範主義であるのに対して後者は一種の自然主義に立つ。そこで両者の発想の違いがそれらの平和論の相違に導くことはないかを検討する必要に迫られて、1996年の研究の主要課題は、まず両者の自由と必然のアポリアの中で人間的自由の可能性が如何にしてひもとかれたかを考察し「自由の哲学的可能性について」を論集の一つに公表した。引続き、両者の観点の相違を基礎的な問題である自然観の相違について詳らかにしていきたい。この研究の第二段階として1997年6月21日にスピノザ協会研究会においてデカルトの機械論を自然の構成原理として置き、有機論的自然観を統制原理とするにすぎないカントの自然観に対して、あくまでも有機論を自然の構成原理と考えるスピノザとの自然観との相違点を明らかにする予定である。

## ユートピアと平和研究

瀬島順一郎（教養部）

### 1. 問題提起

これまでの筆者の平和研究における視点は「分けられた性と戦争システム」(註文 人文科学 72号)によって示したように、個人の発達の過程において男と女に明確に分けられることによって内なる対立を生み、敵なるものとしての他者をつくり出すということを考察した。またそこにおいて、精神分析の概念である抑圧されたものの投影のメカニズムを中心に論を展開した。Sam Keenは『敵の顔』(1994, 註文)の中で「敵をつくることと戦争は生物学的必然というよりも社会的創造である」とする論拠としてホピ族、タサダイ族、アマン派など極めて穏健で平和に生活する人々がいることをあげている。継続研究としては今後、平和研究においてユートピアの研究を積極的にとりあげていく必要があると考えられる。平和研究論文集Ⅱでは「幻想のユートピア」において精神分析的観点から考えられたFromm, Eの『正気の社会』と行動分析的観点から描かれたSkinner, B, Fの『ウォールデンツウ』を比較しより現実性のある行動分析的ユートピアを考察した。今後の研究の方向は現実にある共同体であるヤマギシをとりあげる。

### 2. ヤマギシはユートピアか？

ヤマギシは三重県上野春日山で山岸巳代蔵が1958年頃からはじめた農業共同体運動に端を発する。現在は一見ユートピア思想と思われる制度のもとそれを現実のものにしたという意味で「実顕地」と称して各地に村を形成している。最も大きなものは津市豊里にある「豊里実顕地」である。全国に39か所、世界にも7か所の実顕地があり2500人の村人と、2500人の子供が住んでいる。お金のいらぬ楽しい生活というふれこみで入村者を募っているが村に入るためには特講といわれる研修を受けさらに研鑽という研修も受けなければならない。そして私有財産はすべてヤマギシに寄付の形で自発的に提供しなければならない。村の生活は自給自足でありすべての生活に必要なものは支給される。食事は大きな食堂で皆で一同に食べる。1980年頃までは自給自足の生活は原始共産主義のような形をとり平和でユートピアを実現したかに見えたがヤマギシは大きな財布をもった共同体という性格からまわりの豊かな資本主義経済社会を市場として経済活動を始めた。自然食品、無農

薬生産物のブームにのり現在ではヤマギシの生産物の販売収入は年250億円とも推測されている。しかし現場で労働をする村人の年間労働時間は4000時間にも達し、しかも賃金は支払われないので莫大な収益を生んでいるはずである。過労死の危機ラインは3000時間といわれているがここではそれを1000時間も越えているのであるからもはやユートピアとはほど遠い共同体となっている。リーダーの存在が定かではないヤマギシではこの莫大な収益は何に使われるのであろうか。Z革命と称したヤマギシはどこへ行こうとしているのか。実態は村人でさえ掴みにくいといわれているが離村した人々からの意見もふくめて調査研究を進めていく計画である。

## 環 境 放 射 線

福田和悟（教養部）

現在、環境放射線、特に太陽紫外線量評価および太陽紫外線と水質について共同研究を行っている。前回、中間報告において述べたように、J. Mater. Sci. Lett. 13, 1267(1994)、環境システム研究Vol. 22, 1994、環境システム研究Vol. 23, 1995、第2回生物利用新技術シンポジウム論集(1994)、第3回生物利用新技術シンポジウム論文集(1995)、等に得られた研究成果を報告している。また、前回指摘した「より深い水深での太陽紫外線量測定の必要性」については、紫外線センサーに用いているCaF<sub>2</sub>:Tb焼結体作成時における焼結温度の設定を変化させることによって、センサーの感度を上昇させることができたので、より深い水深での太陽紫外線量測定が可能となった。またセンサーの特性および熱蛍光の発光機構についても調べ、Radiation Protection Dosimetry Vol. 65, Nos. 1-4, 325(1996)に発表した。水質と太陽紫外線量との関係については、従来発表してきたPO<sub>3</sub>-イオンと太陽紫外線量との関係とクロロフィルaと太陽紫外線量との関係についても詳しく調べ第4回生物利用新技術研究シンポジウム論文集(1996)に報告し、大阪産業大学論集 自然科学編 第100号(1996)、においても報告している。新しい太陽紫外線センサーを開発すること、水質の浄化などを考慮した研究を共同研究者と共に考えており、準備をしているが、その前段階として、CaF<sub>2</sub>:Tb焼結体作成時の熱処理過程、および作成方法による太陽紫外線センサーの感度変化、水質と太陽紫外線量について、第33回環境工学研究フォーラムにおいて報告した。これらの新しい試みに見通しがつけば、環境システムとしての立場からより進んだ提言ができると考えている。環境放射線、特に核分裂などによる人工放射線による環境破壊については、現在原子力発電に関して注目されている。もんじゅの事故に始まり、動燃東海事業所事故と引き続き起きている。その共通点は、事故を隠そうとしているとしか見えない動燃の体質が糾弾され、その解体さえも言われるようになっている。また、ガラス固化処理された使用済み燃料が青森県六ヶ所村に戻ってきた。これらは、わが国における核燃料リサイクルに係わる重要な問題であると共に環境に与える大きな問題でもある。なぜなら、地球温暖化、排ガスによる大気汚染は原子力発電によれば防げるとの意見があるからである。しかし、チェルノブイリ原子力発電所事故があり、多くの問題がある。これらの問題について、歴史的に概観したものを大阪産業大学論集 人文科学編 91, 1997 に発表した。

## 生涯学習の理念と平和 山田全紀（教養部）

生涯学習の理念が個人の主体性を抜きにしては語れない理念であるといわれるところから、「個人と社会」あるいは「個と普遍」という伝統的問題に平和学的接近を試みている本研究は、「平和学のための個物論」（平和学論集Ⅱ）において、個人の「存在」の意味を、個人の「本質」に還元され得ないところに求めた。このような本研究の立場は、キルケゴール的な「単独者」、「例外者」、カミュ的な「異邦人」またはサルトル的な「余計者」の「たった一人の戦い」を、積極的平和のための大前提として提示するものである。

すなわち、この立場にしたがっていえば、その戦いが止んだところに、平和が実現されると考えられるのではない。むしろその戦いが戦われているところで、平和は維持されると考えられる。というのも、たしかに「例外者」、「異邦人」あるいは「余計者」の存在しない、文字どおりの「共同体の平和」ということも考えられるかもしれないが、そしてややもすれば、きれいごとを並べてそういう理想社会を想い描くばかりかその実現を目指して例外者を消滅させる努力までも実際に払われるのが現実ではあるが、しかし、現実の社会がそういう傾向のものであれば、かえって例外者の戦いが戦われ続けるところに、逆説的ではあるが、真の平和はあると言わねばならない。

繰り返しいっておけば、個人は社会の一員であるとか、個人が社会を形成すると無矛盾的に考えられて何の疑問もないような社会は真に平和な社会であるとは言いがたい。そうではなく、社会的に理解され吸収されがたい「他者」、「他人」としての自己が、その本質を理解されるのではなく、その存在を承認されるところに、真の平和の意味は見いだされるであろう。あたかも私が私にとって他者であることはないかのような理想社会論に何度だまされて、平和のための戦争が戦われたことか。

今後の研究においては、以上の立場が、「生涯学習の理念と平和」という本論に立ち返って教育学的に反復されてしかるべきであろう。ややもすれば教育は「例外者」を無くするのがその目的であるかのように、「落ちこぼれ」を救い社会的に受容しようとする。お互いによく理解しあえば例外者「いじめ」は無くなるであろうというようなもってもらしいことをいう。しかし、何のことはない、お互いに仲良くするというのは、個人を不在にするというだけである。如上の立場からいえば、たんに例外者を社会的に受容吸収しようとする教育は、真の平和教育ではなく、平和教育と見せかけた「全体主義」教育でもあろう。少数教育者としての特殊教育は切実にこの問題をかかえている。

この立場からの研究の一端は、七月にドイツ、ヴェルツブルク大学における「特殊教育学会」において「教育学における普遍性、特殊性、個別性」と題して発表される予定である。

## 平和教育と民族問題 リングホーファ・マンフレッド（教養部）

96年度購入したオーストリアの平和問題研究発行の書物及び他の資料をもとにして、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争を始め、バルカン半島の歴史的背景を通じて、最近誕生した国々の分析を始めた。そして、その紛争と対立の原因は単なる民族対立ではないと私は考えている。もともとセルビア人が最も数の多い民族であった。そのため旧ユーゴの時から政治の決定機関の重要なポストをほぼ独占していた。そして1982年に、ミロセヴィチ氏がセルビア人の代表になった後、セルビア側が極端な民族主義運動を展開しはじめた。優越的な立場から他民族を支配しようとしたことだけでなく、数百年前に存続したセルビア王国のような「帝国の復活」を思わせる大国を望んだ。セルビア人の一部の政治家及び軍司令官がその夢を実現するために、第二世界大戦後、次第になくなっていった民族敵対感を刺激し、自己民族中心的な運動を開始した。第二世界大戦の時、反対側に立った両民族の傷跡が再び問題となり、隣人同志がまた敵となり、武装対立まで発展した。平和な日常生活を送っていた民族（民族間の結婚も多かった）の、ほとんど「眠っていた」民族性が利用され、紛争まで発展した。

この例を見る限り、民族性（エズニシティ）という存在を否定できないと思う。最近、『エズニシティ』は一部の研究者が考えた、根拠のない概念であると指摘している研究者が数名現われたが、決してそうは思えない現象が（旧ユーゴ内を初め）数多く存在するので、やはりその存在を認めるべきだと思う。

もう一つの注目すべき点は、各々の人間の民族所属主義である。昔は血縁関係が決定的であったが、現在は、自分がどの民族に属しているかを自分自身が決められるというようなことが、学問的な主流となった。混血民族しか存在しない現代社会では、さらに民族間に生れた子供たちは、旧ユーゴのように、どちらかの立場をとるように求められたが、自分の親の両方の民族・文化的アイデンティティをもっている子供が大変苦しい立場にたたされている。またはその夫婦が最終的にどちら側に立ったのか、この問題を対象にする研究がまだ見当たらない。はっきり分かったのは、外国、例えばドイツにいる違った民族出身の夫婦が多くの場合、孤立し、友達を失ったことである。そしてこの関連で、二文化・二言語、二民族的アイデンティティの存在を許す社会がまだ少ないという結論にもなる。

その他に注目される点を考えると、近代国家形成の際、しばしば支配民族の文化の一現象が代表的な伝統であるように見せかけられるが、又は、クロアチア協和国が誕生した時のように、以前存在しなかった衛兵隊の交代儀式が、現代パレーの音楽等を使用しながら、人工的に作られ、伝統行事であるかのように偽装された伝統が国の代表的儀式となることもある。

## 立憲平和主義の可能性

井口秀作（教養部）

本年は、昨年からの研究課題である「日本国憲法と平和をめぐる諸問題」を発展させ、立憲的平和主義の研究に主眼を置いて研究に取り組んだ。

人権と戦争が対立するということは、異論のないことのように思える。このことは、逆に人権と平和が結びつくことを示唆するように思える。しかし、事柄はそれほど単純ではない。確かに、日本国憲法は、人権保障と平和主義をその基本原理としている。その点で、人権と平和が結びついている。しかし、人権保障を目的とする近代市民憲法は、日本国憲法の立場から見れば、必ずしも平和主義を基本原理とは言えない。平和による人権保障ではなく、戦争による人権保障という論理を認めていたとも考えられる。

そこで、近代市民憲法の歴史の中で、人権と平和がどのような関係で捉えられ、規定されてきたかを検討する必要がある。この作業を抜きにしては、日本国憲法の平和主義の歴史的意義を理解することは不可能であると思われるからである。立憲主義と人権保障あるいは民主主義との関係については、多くの研究の蓄積があるが、立憲主義と平和との関係についての研究は、それほど多いとは言えない。また、憲法によって平和を保障することを立憲平和主義とすると、立憲平和主義の研究には、単に、憲法と平和の関係だけではなく、そこに、人権保障や民主主義との観点も取り込む必要がある。本年は、憲法・人権・平和の相互関係の研究が主となったが、これに、憲法・民主主義・平和の相互関係の研究をつけ加えることが、今後の課題である。

## 現代における生命倫理と平和問題との関連づけについて

谷田信一（教養部）

生命倫理の諸問題と平和問題とは、倫理的に見て、きわめて強い結びつきがあると考えられる。なぜなら、生命倫理においても平和問題においても、中心的な位置を占めるのは人間の生命や人格の尊厳を具体的な決定や行為の中でどのように価値づけ、またどのように扱うか、という点に関する態度だからである。ただし、生命倫理においては、通常、個々の患者の生命や人格の尊厳を具体的な医療のケースにおいてどう扱うかという点が主として問題になるのに対して、平和問題においては、戦争や威圧などの国家（ないし集団）間の利害衝突や政治力学、さらには地球規模の視野におけるさまざまな人道的・エコエティカ的諸問題などが中心的な重要性を持つものとして研究の大きな部分を占めるようになってくるであろう。しかしながら、このような相違はあるにしても、倫理的に見れば、どちらも、人間の生命や人格の尊厳にかかわるような仕方で「義務どうしの衝突」や「義務と欲望との衝突」が問題となるという点で明確な共通性を持っているのであり、それゆえ、そのような共通性を視座の中心に据えつつ倫理的な基礎から問題を考究していくことは十分に意味がある作業だと思われる。

そのさい、たとえば問題になることの一つは、生命倫理においてしばしば問題としてと

りあげられてきた「人格」（パーソン）とは何かという問題であろう。この問題はさまざまに論じられてきているが、たとえばカントが「能動的人格」と「受動的人格」とを区別して論じていることは大いに参考になるであろう。能動的意味での人格とはけっきょく、カントの別の用語で言えば、「成人性」（自分自身で悟性を用いることができる能力）を持つ者ということになるであろうが、しかし、それに固執することは精神障害者や植物状態患者、さらには子供などの倫理的な位置づけに関して大きな困難を提示してきたのである。したがって、たとえば「受動的人格」のような概念を活用しながら、問題をより柔軟に考えていく方向が求められるであろう。

同時にまた、生命倫理にせよ、平和問題にせよ、人類が今後それを満足できるような仕方でも今後対応していくことができるためには、多元化社会における共生という視点から新しい倫理学の枠組みを構想していく必要もあろう。また、いずれにしても、そうした問題へのよりすぐれた取り組みは未来の世代にかかっているとすれば、どうしても教育の持つ重要性を強調しないわけにはいかないだろう。そのさいに、多元化時代の世界において教育の柱となりうるような倫理学的思想基盤と教育学的方法論とをともに整備していく必要があると思われるのである。

おおよそ、以上のような問題意識を持って、さらに研究に取り組んでいきたい。